

入札説明書

令和8年度滋賀県立琵琶湖博物館屋外植栽管理業務

令和8年（2026年）6月

滋賀県立琵琶湖博物館

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）、本件業務に係る入札公告のほか、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名：令和 8 年度滋賀県立琵琶湖博物館屋外植栽管理業務
- (2) 業務の内容等：別添仕様書、図面および数量表等による。
- (3) 業務期間：契約締結日から令和 9 年 3 月 19 日まで
- (4) 業務場所：滋賀県立琵琶湖博物館（滋賀県草津市下物町 1091）

2 入札に参加する者に必要な資格

業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げるすべての要件を満たす者を対象とする。

- (1) 施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県建設工事等入札参加停止基準および滋賀県物品関係入札参加停止基準の規定に基づく入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿に登録されている者で、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

登録業種および部門：

土木施設維持管理業務（剪定および除草）に登録を有する者、かつ、造園工事業の許可を有する者

地域要件：

大津市

南部地域（草津市、守山市、栗東市または野洲市）に主たる営業所を有する者

甲賀地域（湖南市、甲賀市）

東近江地域（近江八幡市、東近江市、竜王町、日野町）

3 入札参加資格の確認

開札後、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札を行った者についてのみ入札公告で示した参加資格を有しているかどうかの確認を行う。

4 契約条項等を示す場所および期間等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所

滋賀県立琵琶湖博物館 〒525-0001 草津市下物町 1091

TEL077-568-4811・4812 FAX077-568-4850 Eメール de52@pref.shiga.lg.jp

- (2) 契約条項を示す期間

令和 8 年 6 月 4 日（木）から令和 8 年 6 月 23 日（火）までの午前 9 時から午後 5 時まで（※最終日は 12:00 まで）

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書等は(1)に示す場所において交付するほか、滋賀県ホームページ「事業者の方」の「入札・売却・指定管理」の「公告一覧（物品・委託・役務）」からダウンロードすることができる。郵送による交付は行わない。

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/nyusatsubaikyaku/itaku/>)

(4) 入札説明会の日時および場所

行わない。

(5) 質問および回答方法等

質問がある場合は、質問書に質問内容を記入し、持参、郵送、電子メールまたはFAXにより令和8年6月16日（火）正午までに提出すること。

また、質問書を郵送、電子メールまたはFAXにより提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。

なお、回答は令和8年6月18日（木）を目途に、質問書の提出のあった者へ電子メールまたはFAXで回答するとともに琵琶湖博物館のホームページに掲載する。

(<https://www.biwahaku.jp/>)

5 入札書の受領期限

令和8年6月23日（火）12時00分

6 開札の日時および場所

(1) 日時

令和8年6月23日（火）13時30分

(2) 場所

滋賀県立琵琶湖博物館 総務課内

なお、開札の落札結果は連絡するので、開札に立会う必要はない。（立会うことも可）

7 入札方法等

(1) 入札書は、別紙様式1とし、4(1)に示す場所に、5の入札書受領期限までに郵送または持参により提出するものとする。なお、封筒の表に「入札書」と朱書し、件名を併記しなければならない。郵送により提出する場合は、簡易書留郵便で送付しなければならない。

（入札書を袋とじのうえ、入札者印で割印をすること。）

(2) 入札参加者またはその代理人は、仕様書および契約書（案）を熟覧の上入札しなければならない。

(3) 入札書および入札書に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

(4) 代理人が入札を行う場合、代理人は入札開始前に入札執行者に委任状（別紙様式2）を提出しなければならない。なお、この場合の入札書には委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所、氏名を記入し同じ印を押印すること。

(5) 入札参加者またはその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合（入札金額の訂正はできない。）は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

(6) 入札参加者またはその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることができない。

- (7) 入札執行者は、入札参加者またはその代理人が相連合し、または不穩の挙動をする等の場合で入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、またはこれを取止めることができる。
- (8) 入札参加者またはその代理人の入札金額は、本件業務に係る一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (9) 開札をした場合において、入札参加者またはその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。また、再度の入札で落札者がいない場合は、随意契約の協議に移行することがある。

8 保証金

入札保証金および契約保証金については、免除する。

9 郵便等による入札の可否

可

郵便等による入札の場合、入札書に記載する入札日は、公告日から（再度の入札以降は前回の入札の開札日から）入札書受領期限までの日付を記入すること。

10 最低制限価格

最低制限価格は設けない。

11 無効の入札書

入札書で、次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札書
- (3) 入札参加者またはその代理人が同一事項の入札に対し、2 以上の意思表示をした入札書
- (4) 談合その他不正の行為があったと認められる入札書
- (5) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札書
- (6) 入札書記載の金額を加除訂正した入札書
- (7) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札書
- (8) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札書

12 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することはできない。

(3) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

13 契約書の作成

(1) 入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方としてすみやかに契約書の取りかわしをするものとする。

(2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに契約担当者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。

(3) (2)の場合において、契約担当者が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

(4) 契約書および契約に係る文書に使用する言語ならびに通貨は、日本語および日本国通貨に限る。

(5) 契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名し押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

14 支払い条件

前金払および部分払は、行わない。

15 その他必要な事項

(1) 入札参加停止の措置期間中の者に、契約の全部または一部を下請負させ、または再委託することはできない。

(2) 入札参加者またはその代理人が本入札に関して要した費用については、すべて当該入札参加者またはその代理人が負担するものとする。

(3) 天変地異その他やむを得ない理由があるときまたは入札執行者が入札の公正な執行に支障があると認めた場合は、これを延期し、または取りやめる。この場合における損害は、入札参加者またはその代理人が負担するものとする。

(4) その他本件執行については、地方自治法、施行令、滋賀県財務規則および滋賀県物品買入れ等の一般競争入札執行要領の規定によるものとする。

(5) その他入札執行者が指示する事項を遵守すること。